

Topics5 今後の税率改正の展望





当町も県が掲げる保険料水準の統一を目指し、県が示す3方式の標準保険料率となるよう、令和11年度までに資産割を廃止し、所得割等を改正する必要があります。急激な変更とならないよう令和11年度までの6年間で基金を活用しながら段階的な見直しをしていく予定です。

税率改正による引き上げ見込額(平均)

| | |
|------------------|-------------|
| 課税増加額合計 | 59,300,000円 |
| 上昇率 | 9.20% |
| 一人あたり平均引上税額(年額) | 9,149円 |
| 一世帯あたり平均引上税額(年額) | 14,068円 |

被保険者数が年々減少していく中で、国保を取り巻く環境はさらに厳しくなっていくことが予想されます。税率改正の必要性について引き続き、「被保険者数の推移」や「県に納める納付金額」等を注視し、毎年検討を進めていきます。

モデルケース

| | モデル世帯1 | モデル世帯2 | モデル世帯3 | モデル世帯4 |
|--------------------|--|--|---|--|
| 世帯構成 |  単身 70歳 年金収入 150万円 (世帯総所得 40万円) 固定資産税 0円 ※ 7割軽減世帯 |  夫 71歳 年金収入 264万円 妻 70歳 年金収入 72万円 (世帯総所得 154万円) 固定資産税 8万円 ※ 2割軽減世帯 |  夫 41歳 営業所得 140万円 妻 36歳 給与収入 130万円 子 10歳 (世帯総所得 215万円) 固定資産税 8万円 |  夫 48歳 営業所得 491万円 妻 42歳 給与収入 200万円 子 14歳 子 12歳 (世帯総所得 623万円) 固定資産税 8万円 |
| 令和5年度 税額(税率改定前) | 19,800円 | 180,600円 | 287,700円 | 722,900円 |
| 令和6年度 税額(税率改定後) | 21,800円 | 196,500円 | 319,700円 | 806,500円 |
| 前年度との 差額 | 2,000円 | 15,900円 | 32,000円 | 83,600円 |

Topics6 保険税を抑えるために

保険税は国保運営を支える貴重な財源です。また、医療費の増大は国保財政の大きな負担要因となることから、健康維持に努めましょう。皆さんの健康が税負担の抑制に繋がります。

Topics4 今回改正する税率の内容

令和6年度の保険税率を次のとおり改正します。

税率比較表

| | | 改正前 | 改正後 | 増減 | 標準保険料率 令和6年度 |
|----------------------------|-----|---------|---------|--------|-----------------|
| | | 令和5年度 | 令和6年度 | | |
| 医療 給付費分 | 所得割 | 5.80% | 6.10% | 0.30% | 7.17% |
| | 資産割 | 12.20% | 10.10% | -2.10% | - |
| | 均等割 | 27,200円 | 31,200円 | 4,000円 | 30,371円 |
| 後期高齢者 支援金分 | 所得割 | 1.90% | 2.30% | 0.40% | 3.03% |
| | 資産割 | 4.30% | 3.50% | -0.80% | - |
| | 均等割 | 9,100円 | 11,700円 | 2,600円 | 12,538円 |
| 介護納付金分 (40～64歳 の方のみ) | 所得割 | 1.70% | 2.00% | 0.30% | 2.46% |
| | 資産割 | 4.40% | 3.60% | -0.80% | - |
| | 均等割 | 9,900円 | 13,100円 | 3,200円 | 12,810円 |
| | 平等割 | 6,100円 | 6,300円 | 200円 | 6,332円 |

保険税は「医療給付費分」、「後期高齢者支援金分」、「介護納付金分」から構成されており、それぞれ「所得割」、「資産割」、「均等割」、「平等割」の合計で算出します。改正による税額の増減は、年齢や世帯の所得・資産の状況によって異なるため、下記のモデルケースを参考にしてください。

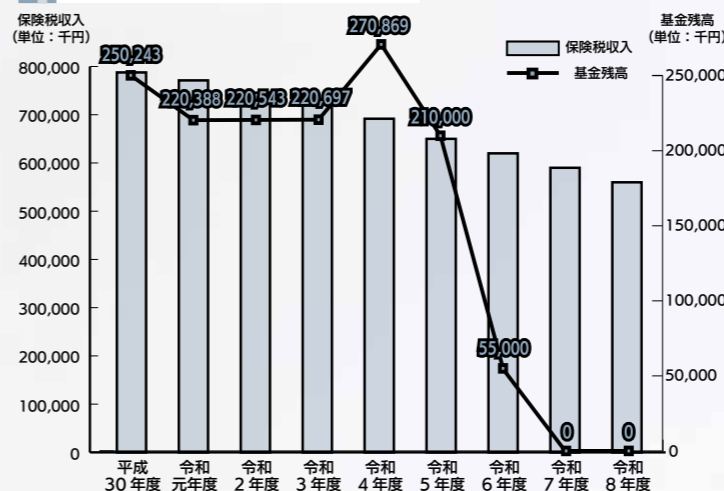
Topics2 三重県が掲げる保険税率の方針

三重県国民健康保険運営方針では、「将来的に県内どの地域に住んでいても、所得水準、世帯構成が同じであれば、保険料(税)も同じであること」を目指し、保険料水準の統一に向け、令和11年度までの「標準保険料率への統一」「算定方式を3方式(資産割廃止)への統一」を掲げています。これまでそれぞれの市町で行ってきた財政運営を、制度改革以降は県がまとめて行い、医療費の財源に必要な「納付金」を決定し、各市町は毎年、納付金を県へ納めることとなりました。納付金に見合う「標準保険料率」が県から提示され、各市町はそれを参考に保険税率を決定します。当町の所得水準は県内でも比較的高く、納付金もそれに応じた額となります。

Topics3 これまでの経緯と税率改正の必要性

当町は、平成25年度に保険税の税率改正を行って以来、税率を据え置いてきました。平成30年度以降は、県が示す標準保険料率に近づけるため、急激な負担増とならないよう県から交付される財源を活用し、新型コロナウイルス感染症の影響などを勘案して改正を見送ってきました。しかし、この暫定的な交付金は令和6年度に廃止され、現行のままでは財源不足が生じ、将来の国保制度の維持・運営に支障が出るおそれがあります。

保険税収入と基金残高の推移



税率改正を行わず基金を投入した場合は令和7年度で基金が無くなり、財源不足となる見込みです。

お問い合わせ

| | | |
|---|--|---|
| 税率改正について 税務課 町民税係 TEL 391-1117 FAX 391-1191 | 国保財政について 住民課 保険年金係 TEL 391-1121 FAX 394-3423 | 特定健診について 健康福祉課 健康づくり係 TEL 391-1126 FAX 394-3423 |
|---|--|---|

国民健康保険税 税率改正

平成30年度の国民健康保険(以下「国保」)制度改革を背景に、県内の保険料(税)水準の統一、国保財政の財源不足などを理由として令和6年度に国民健康保険税(以下「保険税」)の税率改正を行います。将来にわたって安心して国保を利用できるように、皆さんのご理解とご協力をお願いいたします。

¥123,456

Topics1 そもそも国保って何?

国保は、病気やけがをしたときに安心して医療を受けられるよう、被保険者が保険税を負担し助け合う制度で、他の医療制度(社会保険や後期高齢者医療制度等)に加入していない方を対象としています。

国保の財源確保のための税率改正なんだって…

県から示された額を参考に税率を計算するらしいよ!